

高崎市総合保健センターからのお知らせ

高崎市内で転居された方へ

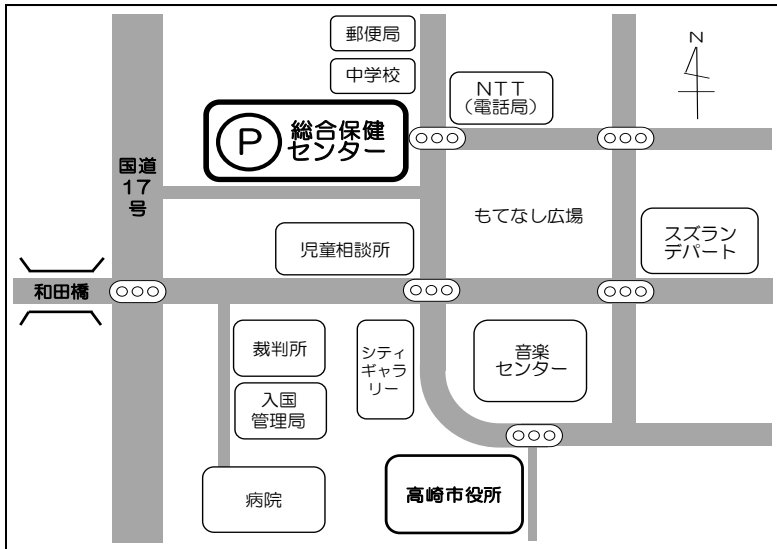


以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、高崎市総合保健センター4階の担当課の窓口で手続きをしてください。

【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

| 取扱い業務 | 手続き | 手続きに必要なもの | 担当課・窓口番号 |
|--------------------------|---|---|----------------------|
| 予防接種 | 手続きの必要はありません。引き続き同じ予診票つづりを使用できます。 | なし | 保健予防課 予防接種担当 |
| 小児慢性特定疾病 医療費支給 | 転居後すみやかに、住所変更の手続きをしてください。 | 右記担当にご相談ください。 | 保健予防課 難病対策担当 ① |
| 特定医療費 (指定難病) 医療費支給 | | | |
| 先天性血液凝固 因子障害等医療給付 | 転居後すみやかに、群馬県感染症・がん疾病対策課に住所変更の手続きをしてください。 | | |
| 乳幼児健康診査 | 手続きの必要はありません。年齢に応じて乳幼児健診（股関節脱臼検診・3か月児・9か月児・1歳6か月児・2歳児個別歯科・3歳児健診）のご案内を郵送します。 | なし | 健康課 母子保健担当 ② |
| 妊娠中の方 (妊娠届出済) | 手続きの必要はありません。妊婦健康診査受診票等は住所を手書きで修正してご使用ください。 | なし | |
| 未熟児養育 医療給付 | 養育医療給付の住所等変更の手続きをしてください。 | <ul style="list-style-type: none"> 養育医療受給者住所等変更届 交付済み養育医療券 変更を証明するもの（保険証等）のコピー | |
| 市の健康診査 がん検診 | 手続きの必要はありません。健康づくり受診券は住所を手書きで修正してご使用ください。 | なし | 健康課 健康づくり担当 ② |

高崎市総合保健センター



お問い合わせ先

高崎市総合保健センター 4階

- 保健予防課
TEL 027-395-6155（予防接種担当）
または
TEL 027-381-6112
TEL 027-381-6112（難病担当）
- 健康課
TEL 027-381-6113（母子保健担当）
TEL 027-381-6114（健康づくり担当）
- 生活衛生課
TEL 027-381-6116

● 駐車場のご案内 ●

高崎市総合保健センター隣接の駐車場をご利用ください。ご利用の場合は、駐車券を窓口にお持ちください。その他の有料駐車場をご利用の場合は、料金は本人負担となります。